

次に、第3款民生費及び第4款衛生費、131ページから163ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員の質疑を許します。

○ 榎井委員

それでは、よろしくお願いたします。ページ数でいえば136ページ、それから資料でいえば37ページ、長寿祝金についてお聞きいたしたいと思います。

平成18年に比べて、70歳以上の市民の皆さん2万543人の方たちから、長寿祝金として支給されていた金額9,372万8千円をこの方たち、2万543人の方から取り上げたということになりますが、この数字で間違いございませんか。

○ 社会・障がい者福祉課長

長寿祝金につきましては、本市の行財政改革における事務事業の見直しに伴いまして、本市の厳しい財政事情、他市の現状等を総合的に勘案した中で、多年にわたる社会の進展に寄与された功績に対する感謝の意として、一定の節目での支給に見直したものでございますので、その点、御理解をよろしくお願いたします。

○ 榎井委員

長い間、社会に貢献してこられたというようなことはおっしゃりながら、2万543人の方から9,300万円も取り上げてしまったわけじゃないですか。新しい条例で、今度は77歳、88歳、99歳、100歳という区切りに変えてしまわれたわけですが、新しい条例で長寿祝金を受け取った人は何人ですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

資料のほうに記載いたしましておるとおり、満77歳の方が1,199人、満88歳の方が396人、満99歳の方が27人、それから100歳以上の方が41人、合計で1,663人となっております。

○ 榎井委員

そうすると、77歳で8千円、長寿祝金をもらった人は今度は11年後ですよ、88歳。それまで長寿祝金というのが支給されない。それまでは、金額が確かに安かったけど、毎年もらっていたわけですね。飯塚市がちょっと違うのかもしれませんが。

ところが、2万2,200人から2万2,300人の人たち、1,600人の人たちも含めて、国の悪政によって、老年者控除、それから定率減税、それから特別配偶者控除などが廃止をされたり縮減をされたりしています。それから、生活保護の高齢加算、これが廃止になったり、後期高齢者による年金天引きと負担増、介護保険法の改悪による保険料の負担増、また、車いすやベットの貸しはがしなどによって冷たい政治にさらされている年代の人たちです。そういうふうに使われませんか。

○ 社会・障がい者福祉課長

すみません。答弁の前に、先ほど御説明いたしました88歳の人数は「396名」と言いましたけど、「398名」の間違いでしたので、御訂正させていただきます。

それから、先ほどの質問につきましては、地方分権や三位一体改革が本格的に実施される中、税制改正、福祉制度、保健制度等の抜本的な見直しにより、質問者が言われますとおり、高齢者を問わず障がい者等を含め、国民全体への負担が増加していると考えております。

○ 榎井委員

さらに、これらの人たちの一部には生活保護者の方たちですが、合併後の現在の飯塚市政によって生活保護家庭に支給されていた夏と冬の見舞金、これが廃止になる、そういうことが、これが廃止になったがゆえに近所のおつき合いができなくなったり、孫への小遣いがやれなくなったと言って寂しがっている人も含まれているわけですね。なぜこんな冷たい仕打ちができるのかというふうに思うわけです。高齢者長寿祝金、さらには夏、冬の見舞金、これらに

ついてその点を少し答えていただきたいというふうに思います。

○ 社会・障がい者福祉課長

先ほども御答弁させていただきましたが、長寿祝金につきましては本市の厳しい財政事情や他市の現状等を総合的に勘案した中で、行革の一環として節目での支給に見直したものでございますので、御理解をお願いしたいと考えております。

○ 楡井委員

これこの間も一遍、前回のときもお聞きしたんじゃないかと思えますけど、指摘したんじゃないかと思えますけども、本市よりも随分財政事情の悪い嘉麻市で100歳以上の方は10万円というのが支給されることになってるんじゃないかというふうに、したがって、財政の厳しいという側面だけで市政を図ると、住みたいまちづくりとか協働だとか、こういう市政が標榜する基本方針、ここから外れていく可能性があるんじゃないか、少しでも誠意を見せていただきたいというふうに思うわけです。

そういう意味で、現在、77、88、99、100という年齢の対象外の人でも、これ市長にぜひお願いしたいんですが、介護度の高い人、4度とか5度とか、または5度の人というふうに限定してもいい。その中で、さらに非課税というような条件を加えてもいいんじゃないかと思うんですけども、そういう意味で、こういう限定した長寿祝金、現在の規定だけでなく、いうところの人たちに長寿祝金の支給をするようにぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○ 社会・障がい者福祉課長

長寿祝金の趣旨といたしましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝の意として長寿へのお祝いを節目で実施するものでございますので、その点を御理解をお願いしたいと思います。

また、市民協働という点につきましては、高齢者、障がい者等の孤立化、孤独死、あるいは災害時要援護者支援など地域でのさまざまな問題や課題に対し、市民、地域、団体及び行政とが連携して、だれもが安全で安心して暮らせる地域づくり、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○ 楡井委員

これは今の要望と同時に、次の数字もしっかり頭に入れておいていただきたいというふうに思うんです。77歳の方が1,199人、1,200人ですよ。11年後の88歳の方は訂正がありましたけど、398人、400人、3分の1に減るわけですね。さらに、99歳の方はわずか27人、400人から比べれば20分の1に近い、もうちょっと比率高いですけど、20分の1に近い、さらに100歳以上でしょ、これ41人というのは。そういう意味では、77歳で長寿祝い金をもらった人たちは88歳でもらう比率が非常に少ないんですよ。長寿祝金1回しかもらえなかったという人が生まれるわけですね。趣旨として言われた長い間社会貢献されてきたという人たちへの感謝の意を表するという意味で言えば、大いにその辺は研究していただきたいというふうに思います。

次に、住宅についてお聞きいたします。これは136ページと140ページにある、資料では38ページ、高齢者及び障がい者対象の住宅改造助成金のことなんですが、資料によりますと、件数が合併前と後では随分減ってるわけですね。合併の後の方が随分減っています。この原因についてお聞きしたいと思います。それで、査定が厳しくなったのか、さらにはもう既に改造しないでいいというところばかりになったのか、何か理由があるんじゃないかと思うので、そのことを説明していただきたいと思います。

○ 高齢者支援課長

住宅改造助成金についてですが、平成17年度と比較しますと、御指摘のとおり少なくなっておりますが、助成実績としまして旧飯塚市分ではありますが、過去の助成件数は、平成14

年度、9件、115万1千円、平成15年度、15件、148万5千円、平成16年度、14件、124万8千円、平成17年度、19件で80万2千円と年度によって助成件数、助成額ともに波があります。お尋ねのような査定を厳しくしたなどということはありませんので、御理解をお願いいたします。

また、今後は在宅介護支援センターが発行します全戸配布の在介だよりや障がい者ガイドブックでの周知を図り、高齢者、障がい者の自立支援等につなげたいと思っております。

○ 楡井委員

ぜひそういう今最後に言われた方向で、この住宅改造または高齢者の方たちへの思いやりを強めていただきたいというふうに思います。

続いて、いいですね。

○ 委員長

はい。

○ 楡井委員

はい。140ページの配食サービスのことについてお聞きしたいと思います。ここも障がい者分という配食サービスの一文があるんですけども、これが平成18年に比べて19年は545食分減っているわけです。この内容についてお知らせください。

○ 社会・障がい者福祉課長

障がい者配食サービス事業につきましては、在宅の重度障がい者に対し、障がい者の自立及び家族の負担軽減等を目的に実施しておりますが、御質問の545食の減につきましては、平成18年度の利用者14名に対し、19年度は12名と2名減少したことが主な要因となっております。

また、この2名減の内訳といたしましては、新規の利用者3名に対しまして65歳の年齢基準により高齢者配食サービスへ移行された方が2名、それから、ヘルパー派遣に移行された方が1名及び亡くなられた方が2名、計5名の方の減によるものとなっております。

障がい者福祉サービスの利用促進につきましても、飯塚市障がい者ガイドブックに記載し、市役所窓口、それから、市内3カ所に設置しております障がい者支援センター等で御案内をいたしておりますが、今後とも利用促進に向けて努めてまいりたいと考えております。

○ 楡井委員

利用者の減が1人減れば、2人減れば、こういう1年間の食、日数分ということになるので、こういう大きな数字になるんだという御説明でもありましたし、今後もこれ大いに、積極的に利用者をふやすという方向で確認されましたので、この質問についてはこれで終わっておきたいと思います。

続いて、福祉タクシーについて質問を進めます。

これは140ページ、それから、資料で38ページ、福祉タクシー補助金についてです。平成17年に比べて平成18年は利用者が196人減っています。その利用者が196人減ったために利用件数として7,734件が減って、金額的にも139万3,280円が減っていると、それから、さらに平成18年と19年とを比べた場合、さらに利用者が53人減って、当然件数も1,414件減って、金額は61万9,920円減ってるということになります。平成17年に比べると250人も利用者が減ってるということになりますけども、この大幅な利用減の原因ということについてお尋ねいたします。

○ 社会・障がい者福祉課長

福祉タクシー事業につきましては、在宅の重度障がい者に対し、日常生活の利便と社会活動の範囲拡大等を目的にタクシー利用料金の一部、初乗り料金を一定の要件に基づき助成する事業でございます。御質問の利用者の減につきましては、まず合併まで1市4町それぞれ異なっておりました支給要件を合併協議により統一化いたしておりますが、これに伴い平成18年度

は合併前平成17年度に比べ143名の減となっております。

その内容といたしましては、住民税非課税世帯の要件によるものが67名、これは主に旧穎田町に所得要件がなかったことによるものでございます。それから、障がい程度要件の統一によるものが53人、それから、死亡及び転出によるものが35人、計155人の減に対し、新規利用者の方が12人となった結果でございます。また、平成19年度は18年度に対し53人の減となっておりますが、これは主に平成17年度の税制改正による住民税非課税世帯の見直しが行われ、福祉タクシーにつきましては、平成18年7月1日を起点として考えておりますので、福祉タクシーは主に4月にそのほとんどを交付するため、非課税世帯の見直しに対し、18年度は余り影響がなかったことによるものでございます。

○ 楡井委員

この利用者の減の原因については、合併の前にそれぞれ支給要件が違ってたと、それが合併によって統一されたということの結果だと、そういうふうに今言われました。そこには合併による住民福祉切り捨てという内容の一端がここに出てきてるんじゃないかというふうに思われます。これは利用要件といいますか、基準条件、これもいろいろ今後検討させていただきたいというふうに思いますが、皆さん方も先ほどの住宅改造の問題、配食サービスの問題、それから、福祉タクシーの問題等住民への温かい目線で行政執行に当たっていただきたいというふうに思います。特に、市長にはくれぐれもお願いいたします。よろしく申し上げます。

○ 委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

児童虐待についてでございます。きのう、そして、本日と西日本新聞の方にも載っているわけですが、資料の方を出していただいております。資料の39ページ、まず通告件数がこうやって出していただいているわけですが、この状況が一部なのか、それともこれがおおよそ全体像であると考えておられるのか、その点について、まずお聞かせいただけますか。

○ 児童育成課長

通告件数でございますけど、飯塚市では児童福祉法の改正を受けまして、平成18年度に要保護児童連絡協議会を設置し、虐待を受けた児童のみならず、非行少年及び障がい児童なども含まれる要保護児童全般に対して対応しております。協議会の構成メンバーは、児童福祉関係6、保健医療関係3、教育関係5、警察・司法関係4の18の関係団体により協議会を設置し、ネットワークを構築し、要保護児童の早期発見に努めているところでございます。虐待は家庭という密室で起こるため、外部からは気づきにくく、地域住民の状況把握が難しいことや虐待を受けても親子のきずなが強く、親や子が虐待の事実を認めがたい性質のものでありますが、地域住民や自治会長、民生児童委員、知人、友人の協力や関係機関から通告を受けた件数で十分に把握はできている件数だと思っております。

○ 江口委員

今のお話ですと、おおよそ児童虐待についてはこれが全体像であるというお話でございました。じゃちょっと確認をしたいわけですが、保育所で身体的虐待が5件、心理虐待が1件、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が14件ございます。そして、医療機関、そして、学校とあるわけですが、この3点について通告があつてる箇所が1つないし2つとか、そういったところに集中してるのかどうか、まずその点をお聞かせいただけますか。

○ 児童育成課長

平成19年度の児童虐待の通告の件数でございますけど、73件ということで、その主な通告先であります保育所から20件の通告については兄弟がありますので、9世帯20人の情報が8カ所の保育所から通告があつたものでございます。また、病院からの通告5件につきましては、4世帯5人の情報がすべて1つの病院によるものでございます。学校からの11件につ

きましては、6世帯11人の情報が5カ所の小学校からの通告となっております。

○ 江口委員

今をお聞きしましても、病院については、特に医療機関については1つの病院に限られているわけです。そして、保育所では20件上がっているのに対し、幼稚園ではゼロです。本当にこれが言われるように全体であればいいと思うんですが、私は果たしてこれが全体像かどうかに関しては、私自身は疑問に思っています。幼稚園がゼロであることが1点、それと学校についてなんですが、学校についてはおよそどのぐらいの年齢の部分が上がってきているのか、つかんでおられましたらお聞かせいただきたいと思います。

○ 児童育成課長

学校からの通告でございますけど、虐待の通告先から見ましても、学校、保育所などの低年齢の児童が多いというような状況でございます。また、虐待の種類としましては、ネグレクトに関する件数が多く、保護者が適切な保護をしなかったり、食事の世話をしないなどの保護者の育児、それから、教育の怠慢というのが多いようになっております。そういうことで、学校、保育所ということで、小学校の低年齢層が多いというふう把握をしております。

○ 江口委員

じゃもう一点、児童虐待とはというところに戻りたいと思うんですが、児童虐待とは何なのか、対象とする年齢、そして、虐待の事象について御案内いただけますか。

○ 児童育成課長

児童虐待とは、児童虐待の防止に関する法律第2条により定義されており、「保護者がその監護する児童に身体に対する暴力、わいせつ行為、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の保護者としての監護の怠り、心理的外傷を与える言動を行うこと」を言います。児童とは、「18歳未満」というふううたっております。

○ 江口委員

児童とは18歳未満なわけです。そのことを考えるときに通告の現状が低年齢に集中しているというお話がございました。そして、幼稚園がゼロである、保育所についても20件ですが、保育所の先生方とお話をしている感じるのは、虐待について疑ったことがない先生に私は現状ではお会いしたことがございません。ああ、これは虐待じゃないのかとお疑いを持たれた方がほとんどなんです。これが学校になると、またこれががらりと変わるわけです。そして、幼稚園がゼロである。これは私自身は氷山の一角ではないかと思うわけです。その示す数字が幼稚園のゼロとかにあらわれているんだと思っております。ぜひそのことも含めまして、きちんとした処置をやっていただきたいと思うわけです。もし、こうやって通告が上がってきた場合、その後の措置はどういった形になりますでしょうか。

○ 児童育成課長

虐待通告の市の対応でございますけど、関係機関やら市民からの通告に対しましては要保護児童連絡協議会の実務担当者でのケース会議を行い、情報交換や問題点の洗い出しを行い、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携をとり、対応をしております。

なお、そのケースが緊急な対応が必要だと判断され、一時保護を必要としたり、児童の安全確認に保護が応じず、立入調査が必要と判断されるような場合は、田川児童相談所へ連絡するとともに、警察への情報提供や協力依頼を行い、児童虐待の未然防止に努めているところでございます。

なお、ことし4月には緊急を要するケースに対しまして警察への情報提供や協力依頼を行い、田川児童相談所と連携をとり、今職員みずから張り込みといいますか、そういうことを行い、児童2名を一時保護したり、ケースがございまして。今後とも児童虐待の未然防止に努めていきたいと思っております。

○ 江口委員

実際に何から何までが虐待に入るのか、特にネグレクトについては低年齢以外でもまだまだあるわけです。親がある意味、放置していることによって非行に走る等々もございます。そういったものも含めてきちんと対応をしていただきたい。そして、どういったものが虐待なんだよという部分をきちんとお伝えをすること、そして、それについては通告義務があるということちゃんと通知をすること、それをちゃんとやっていただかなくてはならないと思っています。担当課の判断としては、これが全体像というお話でしたが、それについても本当に正しかったのかどうか、改めて見直していただいて、不足しているものがあれば、それについてきちんと対応をしていくということをお願いをしたいと思っております。

○ 委員長

続きまして、楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、児童クラブに関連して若干お聞きしたいと思います。

ページ数では150ページになると思います。児童クラブ運営委託料というのが1億6,600万円——端数はもちろんありますけど——が含まれております。この委託先とその委託先に対する支払い金額というんですか、委託料のそれぞれの金額を教えてくださいと思います。

同時に、各所の児童クラブの指導員数を、それから、身分、待遇、それから、児童生徒1人当たりの指導員数といいますか、法的な規定があるんじゃないかというふうに思いますけども、その規定、以上について御報告願います。

○ 児童育成課長

まず、委託先の明細でございまして、児童クラブ運営委託につきましては市内21カ所で実施をしております。平成19年度につきましては、筑豊を除く19カ所を飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に委託し、筑豊の2カ所は飯塚市社会福祉協議会に委託し、運営を行っております。飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の委託料は1億5,562万5,047円で、その主なものは人件費1億5,414万2,823円で、その他需用費が148万2,224円で、飯塚市社会福祉協議会の委託料は1,104万4千円で、その主なものは、人件費が1,029万6,130円で、その他需用費が74万7,870円であります。

次に、指導員でございまして、平成19年の指導員数は100人で、委託先の飯塚市青少年健全育成会連絡協議会及び飯塚市社会福祉協議会の雇用となっておりますが、その待遇といいますか、につきましては労働基準監督署の基準で指導を受けた中で、それぞれの就業基準で運営をされております。

待遇につきましては、飯塚市臨時的任用職員取扱要綱を参考に有資格者の日額6,990円を平日は時間給4,510円で、土曜日・学校休業日は日給で雇用をしております。主任指導員につきましては、月給14万7,100円の雇用となっております。

それから、放課後児童健全育成事業の指導員の体制につきましては、国の配置基準等ありませんけど、本市につきましてはおおむね30人に1人を配置し、また、障がい児の対応につきましてはおおむね児童2名に対し指導員1名を配置しておるところでございまして。

○ 楡井委員

児童生徒1人当たりの指導員の数、30対1、2対1ということについては、法的基準のとおりであるというふうに思いますが、給与の関係、これ今言われた金額が合併前と合併後とはこれ変わってきてますか、それとも合併前の部分をそのまま引き継いでますか、どちらでしょうか。

○ 児童育成課長

合併前の給料につきましてはそれぞれ差異があったわけですが、それにつきまして合併とあわせまして統一をしているところでございます。

○ 楡井委員

その統一した金額が、合併前との比較でどうなのかということがお聞きしたいわけです。今資料がなければ、また後ほど個別にでも聞かせていただければ結構だと思いますが、それは聞かせていただけますか。

○ 児童育成課長

はい、後ほどお知らせしたいというように思っております。

○ 楡井委員

どうもありがとうございます。

それで次に、利用者が年々増加していっています。これに対する対応がどうなのかということについてお聞きしたいんですが、定数というのであれば、この定数が合わなくなっているというふうに思います。さらには、指導員の増員ということも考えられなければなりません。さらに、施設が今教室の空き教室を使っているところ、またさらには独自にクラブを建てているところ等があると思います。この施設に対する対応、この3点についてお聞きしたいと思います。

○ 児童育成課長

本市の児童クラブの定数につきましては、昨年厚生労働省が示した放課後児童クラブガイドライン同様の1人当たりの面積1.65m²を確保し、定数を定めております。おおむね30人に1人の指導員を配置しておりますが、これにより児童数の増加が生じた場合は指導員の増員を行っております。また、児童増加に伴います施設の対応としましては、教育委員会、小学校の協力を得まして余裕教室12教室を利用いたしまして、児童クラブの分割運営を行っております。

○ 楡井委員

それでは、ちょっと最後になると思います。この点での質問がですね。マナビ塾というのがあります。これは教育委員会の方の管轄なんですよ。それで、マナビ塾、この児童クラブは福祉の関係だと思んですけど、そこで縦割りですから、なかなか連携がしにくいんだと思うんですが、児童クラブに集まってきている人でマナビ塾にも通っているというふうに重なっている人の数字がどのくらいなのか、わかりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:48

再 開 14:49

委員会を再開いたします。

○ 児童育成課長

正式な人員は把握をしておりますけど、大体1クラブ10人前後ぐらいというふうには聞いております。

○ 楡井委員

児童クラブの利用者の児童生徒の方たちにマナビ塾でいろいろやっっていることも並行して行ったらどうなんだろうかなという、私常々思ってたわけです。それで、何人かの人とお話ししたら、なかなかそういう状況にならないと。

しかし、そういうふうに思っている人も職員の方でもおられるという状況がありましたので、これは今即答がそういう意味では連携がとれてないと思いますから、即答ができないんじゃないかというふうに思います。両方ダブってる人が10人ということであれば21カ所です。200人からの児童生徒が両方に絡まっているというざっとした数字ですけども、思われますので、マナビ塾でいろいろボランティアでやってもらっているような人たちの能力を児童クラブを利用して児童生徒さんのところへ広げていくというようなことも検討をしていただくことが必要んじゃないかなと、ぜひそれはお願いしておきたいというふうに思います。これはそういうこ

とで要望ですので、可能かどうかは行政同士で話し合っていて、ぜひ実現するような方向でお願いしたいというふうに思います。

○ 委員長

次に、上野委員の質疑を受けます。

○ 上野委員

扶助費、151ページとなっておりますが、生活保護費全般についてお聞きをいたします。先日、生活保護不正受給について新聞報道がなされておりましたが、その内容について少し御紹介をいただきたいと思います。

○ 保護第1課長

先日、西日本新聞に報道された件の御質問だと思います。この報道につきましては、厚生労働省が平成19年度の生活保護施行事務監査の実施結果についてということで、速報値を公表したものでございます。その内容につきましては、収入があることを隠すなどして、不正に生活保護費を受給する、いわゆる不正受給が金額、件数ともに平成9年以来最高になったというものでございます。生活保護の不正受給のその背景といたしましては、バブル崩壊後に低所得者が増加し、格差が拡大した影響で、生活保護世帯が全般的に増加し、これに比例して不正受給もふえるという分析であったように思っております。

○ 上野委員

各地で非常に増加しているということだと思いますが、飯塚市において生活保護不正受給の防止についてどのように対応策がなされておられますでしょうか。

○ 保護第1課長

不正受給の防止ということでございます。生活保護申請時には必ず申請される方に生活保護法の権利や被生活保護者が守らなければならない義務等について、「生活保護のしおり」という冊子に基づきながら丁寧に説明をさせていただいております。

その中で、就労による収入、年金の受給等については、収入の届け出がなされなかった場合については保護費を返していただくことになるということも十分理解をさせていただいております。また、保護開始後におきましては家庭訪問を定期的に行う中で、生活の実態把握に努め、適切な指導を行いながら、特に就労等についてはケースワーカーに安心して相談できるような信頼関係を築いていっておるところでございます。そのような対応の中で、収入申告等がなされない受給者の方につきましては、あるいは収入を少なく申告される方が残念ながらおられます。そういう方につきましては生活保護受給者の中の世帯におきまして最低年に1回、税務調査を実施いたしまして、収入の有無を確認しておるところでございます。

以上のような対応によりまして就労、収入等の申告が漏れなく行われ、扶助費の過払い等が発生しないように努めているところでございます。いわゆる不正受給の把握につきましてはなかなか難しい状況ではございますが、適正保護の観点から保護課職員一丸となって、ただいま申し上げましたような方法で日々業務を積み重ねることによりまして防止を図っておるところでございます。今後とも適正な保護の執行に全力を挙げ取り組む所存でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○ 上野委員

当市においても、保護対象世帯と保護対象人数はふえてるような状況じゃないかなというふうに思っておりますが、保護費全体の金額の動向とその理由がもしおわかりになれば、その理由とともに御紹介をいただきたいと思います。

○ 保護第1課長

委員が御指摘のように世帯数、人員ともに増加しております。しかしながら、生活扶助費につきましては、平成18年度が約89億4,490万円、平成19年度が約88億6,413万円、率にして0.9%の減少となっております。減少の一番大きな要因とい

たしましては生活扶助費で、母子加算額が平成18年度が1万4,430円であったものが、平成19年度に7,210円に半減していることと、ただいま御答弁申し上げました不正就労収入、あるいは年金収入等が自主的な申告を促すことによりまして、収入認定を行うことができたなどによるものだと考えております。

また、医療扶助費では人工透析に要する扶助費が平成19年度から自立支援医療に移行したことによりまして、扶助費全体の減少という結果になったものだと考えております。

○ 上野委員

むやみに切り詰めているわけではないというふうに理解をさせていただいております。今後は扶助費、生活保護費、取扱件数もますますふえていくのではないかなというふうに懸念をされておりますが、調査権、捜査権が付されておりませんので、不正受給への対応、大変だというふうに存じますが、今後も自覚と責任、そして、誇りを持って適正な保護行政執行に努めていただきたいというふうによりまして、質問を終わります。

○ 委員長

続きまして、楡井委員の質疑を受けます。

○ 楡井委員

ページ数は同じであります。それから、成果説明書というのがありまして、その116ページ等も参考にしながらお尋ねいたします。

まず初めに成果説明書の中の数字を拾いますと、相談件数と申請件数の関係は年々差が開いていってるんじゃないかと思えます。申請件数と開始件数の関係は年々差が縮まっているというふうに見られます。このことは、相談の段階でチェックが厳しくなっている、どうしても必要だというふうに判断したもののみ申請手続をさせる、そういう姿勢の反映ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○ 保護第1課長

相談の段階でチェックが非常に厳しいのではないかという御指摘でございますが、そのことにつきまして、相談件数と申請件数との関係でお答えさせていただきます。

福祉事務所のほうに相談に来られる方で、まず明らかに保護の適用がちょっと基準に当たらないというような方がおられます。例えば、世帯の一部だけを保護してほしいとか、医療費だけを見てもらいたいとか、あるいは、今住宅ローンを払っているので生活が苦しいとかいうようなことで相談に来られる方などでございます。これらの方につきましては、生活保護法で保護の補正性として、保護は利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を要件として行われると規定されております。また、世帯単位の原則として、保護は世帯を単位として要否及び程度を定めると規定されておりますので、このことにつきまして十分説明をしております。

また、いわゆる他法他施策といえますか、年金の受給資格があると思われる方が受給申請をまだされてなかったとか、あるいは、社会保険関係では傷病手当金、任意継続保険等の制度、医療関係では障害者自立支援医療、母子・寡婦医療等が適用されることによりまして、最低生活が維持できるというふうに判断できることがあります。さらには、定期預金があるがまだ満期に至っていないとか、預貯金があるとか、生命保険の解約金があるとかなどの資産活用が十分にされていないと判断されるような事例もございます。

このような場合、それぞれの事例に対して、手続の方法とかあるいは資産活用の具体例を挙げまして相談者に説明し、相談者本人も、ああ、そういうことだったかというようなことで納得されて、申請に至らないケースがあります。

したがって、質問者が言われますように相談件数に比べて申請件数が少なくなっているというのは、まず相談の段階で相談を真摯に受けとめ、相談者の立場に立った支援を行った結果ではないかというふうに考えております。

○ 楡井委員

その表を見てもらうと、ほんとでこぼこがないんですよ。もうずーっと相談件数に比べて申請件数がどンドンどンドン減ってる。逆に申請した人はだんだんだんだん個々の受給が上がってるという関係ですから、今のような形できちんと説明されてという内容ではないかというふうには思いますけども、その際に、やはり申請に来られた人の気持ちを十分に酌んで指導もし申請の受け付けもしていただきたいというふうに思うんです。

それで、この申請件数の中で事前にお聞きしておけばよかったとは思いますが、しかし一応通告はしておりますのでわかるんじゃないかと思えます。貧困と格差が今ずっとこう広がってきてるという状況の中で、若い人の申請もふえてるんじゃないかなというふうに思うわけですけども、一番最新の分で結構ですので、年代別にこの申請件数がどうなっているかということについて、もしわかれば御報告願いたいと思えます。

○ 保護第1課長

年代別の申請についてお答えをします。ちょっと長くなりますが、10年代ずつ区切って90代までございますけれども。

○ 楡井委員

若い人だけの、どのくらいの比率かちゅうのがわかればいいんで、30代以下とかいう数字が全体との比率でどうなんだというのを年代別にさせていただければ助かります。

○ 保護第1課長

わかりました。すみません。若年層ということでございますので20代から30代、20代、30代ということでお答えをさせていただきます。

平成18年度は20代の方が相談件数41件で8.7%、30代の方が59件で12.6%、18年度は全体で467件の申請がっております。平成19年度は20代の方が37件で8.1%、30代の方が63件で13.7%、平成19年度は全体で460件の申請がなされております。また、平成19年度の申請者に占める若年層、ただいま申し上げました20代の方、30代の方の割合は21.8%で、460件中ちょうど100件となっております。

そういうことで、特に若年者層の申請がふえているということはどうかがえないような状況でございます。

○ 楡井委員

この2年間だけを見ればそういう数字が出てきたということでありましょう。これもう少し、できたら40代とか壮年層といいますか働き盛りというところもちょっと教えていただければよかったんですが、質問の内容が余り正確ではありませんのでこれで一応とめておきます。

それから、生活保護費の水準を決めるのにやっぱり物価上昇とか物価の下落というのが、物価が一つの基準になっておりました。年金もそうだったと思えます。そういう意味で、昨年から比べると2.5%なり3%ぐらい上がってるんじゃないか現在は、ことしの7月の時点で2.4%とかいう数字が物価上昇率が言われておりました。こういう物価上昇の現状について、生活保護を担当されている人として、どういうふうに今お考えなのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

○ 保護第1課長

生活保護を担当する部署の者として、今日の物価高について物価上昇についてどのように考えているかという御質問でございます。

我が家は、私と妻と母親と3人暮らしをしておりますけれども、最近の物価高についてはもううちの妻は目を丸くして、給料日が待ち遠しいというような状況でございます。で、昨今の原油高騰によりまして石油関連商品、乳製品、食料品等、主に生活関連物資の値上がりが市民生活に大変大きな影響を与えておるということを、厳しい状況であるというふうに私は認識をしております。

○ 楡井委員

昨日テレビを見てましたら麻生総理大臣が民主党の議員の方から、カップラーメン今幾らか知っておりますかって聞かれて、400円ぐらいだろうという話があって、ちょっとけさの新聞にも笑い話の一つになってましたけども。物価が上がって大変なんですよ。麻生さんが言いよなった400円じゃないで170円か180円か、200円ぐらい今するんでしょうけども。それで、ガソリン代が大変上がって大変だというふうに報じられてもいるんですけども、生活保護所帯は基本的にはガソリン代は関係ないですよ。車が持ったらいかんということに今なってますから。このままの物価高でいけば、年末はもう生活保護所帯の方や年金で、安い年金で暮らしている方たち、生活保護費からちょっと毛の生えたぐらいの年金の方が大変苦しい状況に追い込まれているんじゃないかというふうに今思います。今の御発言を、自分の家庭のことを比べて述べられましたけど、大変厳しい状況が続いていると思うんです。

そういう意味で、ことし1月30日に市長に対して日本共産党の市議員団として4点申し入れを行いました。これに市長当日不在だったものですから副市長が対応していただいたんですが、そのときのお答えといいますか、が趣旨はわかると、そういう実態調査をして、財源の問題はあるけれども、市長に伝えるというようなお答えだったというふうに思います。そういう意味で、その後、私どもの申し入れに対してどのような話し合いがされたのか、どういう対応をとっていただけるのか、このことについてできればお答え願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 児童社会福祉部長

ことしの1月30日に市長あての申入書に対しまして対応させていただきました副市長は、その後、関係部長を速やかに招集いたしまして、4項目の申入書に対する対応策についての協議を指示され、関係部長がこの4つの申し入れ項目についての具体的な対応策について協議し、その結果といたしまして、中小企業者に対する措置といたしましては飯塚市の制度融資の活用による対応、また、農業者に対しましてはセーフティーネット融資制度をJAふくおか嘉穂と連携をとった中で対応させていただいております。

また、灯油価格の実態調査を実施いたしますとともに、福祉灯油券の支給についての協議・検討も行いましたけれども、市単独での実施は本市の財政状況では極めて厳しいものがあるということで、福岡県に対しまして灯油価格高騰に伴う緊急対策についての要望書を提出するとともに、厚生労働省のほうから出向しておりますキャリアであります監査保護課長に直接面談をいたしまして、国・県による緊急対策の早急な実施を強く要望してきておるところでございます。さらに相談窓口の設置につきましては、関係各課で対応をさせていただいておるところであります。

なお、この質問委員の申し入れを受けまして、市長はことしの2月28日、質問委員も同席されておりましたけれども、嘉飯地区社会保障推進協議会並びに飯塚市生活と健康を守る会協議会の皆さん方との面談をさせていただいたというところがございます。

○ 楡井委員

今の御答弁で内容はわかりました。しかし、これというふうに目立った前進といいますか、は見当たりません。今後とも、これ飯塚市独自策としてできることをもう少しないもんだろかというふうに考えております。先ほどから質問してきた点で言えば、社会的弱者と言われる方たちから相当厳しい取り立て的なことで支出を抑えておりますから、ぜひ引き続き御検討いただきたいというふうに思います。またその申し入れが必要ならば申し入れを行いたいというふうに思います。

次に、これちょっと質問が決算と離れて申しわけないんですけども1つだけお答えください。生活保護所帯へのデジタル対応テレビですね、これの対応について今どういうふうに考えておられるのか、また国の方針等をどんなふうにこの飯塚市で実行しているのかということについて、できればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○ 保護第1課長

生活保護世帯の2011年・平成23年から開始されますデジタル放送の対応についてという御質問でございます。

総務省の方針といたしましては、経済的弱者への受信機の普及ということで、生活保護世帯に対する専用チューナーの給付を決定しておるところでございます。この発表がなされたのはことしの6月ごろであったと思いますが、その後の具体的な給付方法につきましては現在までまだ明らかにされておられません。例えば、アンテナをどうするのか、チューナーの取りつけはだれが行うのか、そしてチューナー等の給付・配付方法はどうするのかということは生活保護世帯と同様、私たちもいろいろ心配しておるところでございます。

また、私どもも、このデジタル放送の受信について内容を早く知りたいという気持ちは同じでございます。現在のところ、昨日県の保護援護課のほうに問い合わせましたけれども、全く厚生労働省からの情報はないような状況でございました。したがって、厚生労働省、総務省の検討内容等の情報把握に努めまして、適時、生活保護世帯の皆さんにお知らせすると同時に、生活保護世帯の方々がデジタル放送を公正に視聴できるように国、県に対して要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○ 委員長

楡井委員、まとめをいただきたいと思っております。

○ 楡井委員

そうさせていただきます。今、課長も御答弁なさったように、これチューナーがあれば見られるというもんじゃないんですね。それにまたいろいろ、チャンネルがまた大変扱いにくいとかいうようなこともあります。ですから十分、今県や国やらということで相談しながらというふうに言われておりますので、これ財政的な問題も絡んでくると思うんで、十分その点も配慮された上で、生活保護世帯がきちんと今後ともテレビが見られるように計らっていただきたいというふうなことを要望して終わります。どうもありがとうございました。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:16

再 開 15:27

委員会を再開いたします。

八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

単純なんですけども156ページ、健康づくり推進費の委託料の不用額なんですけども、不用額が予算額1億8,900万円何がしありますけども、不用額が2,400万飛んでとあります。内容についてお答えをお願いしたいと思います。

○ 健康増進課長

健康づくり推進費の委託料につきましては、体力づくり健康診断委託料ほか6つの委託料からなっておりますが、その執行残約2,400万円のほとんどは保健事業健康診査委託料で、その予算額は約1億6,900万円、執行額約1億4,600万円、執行残約2,300万円となっております。

保健事業健康診査委託料につきましては、約1万3,600人分の基本健康診査と1万1,200人分の胃がん、肺がんを初めとした8種類のがん検診などの委託料で、事業費全体が確定するのが1月となるため補正しておらず執行残となっております。

その主な原因としましては、健康診査におきまして平成19年度は1万6千人を予定いたしておりましたが、実際には18年度より若干減の少なめの1万3,600人となったことから約2千万円の残となったものです。

○ 八児委員

そこで、大体そういうふうには毎年——ちょっとこれ本当は少し中身についてちゅうか、毎年そういう形で受検者がおらないのかどうかそこら辺についてどのようになっておりますか。

○ 健康増進課長

基本健康診査につきましては平成18、19年度の2カ年で終わりました、あとは特定健康診査と言いまして、今度は各保険者が実施するようになっております。そのように制度が変わっておりますので、ことしにつきましては平成20年度は基本健康診査はなくなっております。

○ 委員長

続きまして、楡井委員の2項目連続の質疑を許します。

○ 楡井委員

初めに環境保全基金についてちょっとお尋ねしておきます。

成果表の104ページに基金の状況が、現在高が示されておりました、その中に環境保全推進基金というのがあります。これ私たち以前から問題にしてきて気がついたんですけど、これ1億3千万円あるというふう聞いておりました。ところが平成19年度の決算状況ではこれが1億2,900万円と端数がついてるもので、あら、これはどうしてかなというふうに見たところ、途中で取り崩しが132万9千円取り崩されておりました。こういうことを含めて、なぜこういうふうな形で環境基準——これ取り崩して何に使ったのかということについてお聞きしたいと思います。

○ 環境整備課長

環境保全推進基金につきましては、平成19年度に環境基本計画の見直しを行うため、決算書158ページの環境対策費の中で、自然環境調査を実施いたしまして、計画の作成費などに充当いたしております。

○ 楡井委員

その調査に当たって、この基金を取り崩さなければならなかったのかどうかということ、通常の予算が組めなかったのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

○ 環境整備課長

御質問の種々につきましては従来からたびたび、今後は環境保全そういった拡大の中の、また象徴的なものに使わせていただきたいということは申してきたかと思いますが、今現在、飯塚市環境基本計画に基づきまして、遠賀川を中心とした河川の水質汚濁防止のための事業、地球温暖化防止対策としての新エネルギー、省エネルギーの普及啓発に関する事業、ごみ減量化における分別の拡大・資源化事業、次代を担う子供の環境教育の推進事業などに活用すべく、今後の基金の用途について種々検討を重ねながら、今回、この基本計画の見直しにつきましても充当できるという判断のもとに取り崩しを行ったものでございます。

○ 楡井委員

いわゆる環境保全という事業に充当できるという判断のもとに行われたと、取り崩したという御説明だと思います。

それで、次の項目にも移らせていただきたいんですけども、ごみの搬入量の問題なんですけど、これまた歳入のほうにも若干資料が出ておりましたのでそちらでも聞くことはあると思いますが、このごみの搬入量の状況が家庭系と企業系の比較といいますか、どちらのほうはどうなっているのかということについて御説明願えればお願いしたいと思います。

○ 環境整備課長

ごみの搬入量につきましては、資料の41ページにごみの搬入の状況という形で掲載いたしております。これにつきましては今お尋ねの家庭系、事業系という区分をいたしておりません。それぞれの地区におけるそれぞれのごみの全体の収入量について記載したものでございます。

それで、家庭系と事業系ごみ搬入量の比較につきましては、ごみ収集におけるその区分がは

つきりしていないため正確な数字がつかめませんが、ごみ袋の販売量に応じて案分しますと、家庭系が約3万8千tで79%、事業系が約1万tで21%となっております。合わせまして、先ほど申し上げました41ページの資料中の合計、一番右端の約4万8千tということになるかと思えます。

○ 楡井委員

今家庭系3万8千t、約ですけどね、企業系1万tと、4万8千tというのが御報告されました。飯塚の場合、この200号線と201号線の幹線道路が通っておりまして、その沿線に新しい企業等が随分進出してきているように見えます。そういう状況の中でこの企業系のごみと申しますか、が随分ふえてきているのではないかなというふうに思うわけですけども、この4万8千tのうち3万8千t、1万tという比較ですけども、これをさかのぼった場合どうなるんだろうかなというふうに思います。もし数字がわかれば教えていただきたいと思えますけれども、今後、そういう意味で減量化の方向を政策として推し進めていかれるんじゃないかというふうに思うんです。減量の啓蒙の浸透の問題それから経費節減、その他の問題がいろいろあるでしょうけれども、このごみ行政という言葉は余り正しくないかもしれませんが、ごみを減量するための努力方向がどういうふうになされていこうとしているのかについて、この決算を踏まえてどういう方向を進めていこうとしておられるのか御答弁願いたいと思えます。

○ 環境整備課長

ごみの減量化や資源化につきましては、先ほども申しました環境基本計画を見直し、庁舎内におきましてはプラン推進会議を設置し、市民、事業者、民間団体などで構成する飯塚環境会議を別にまた設置いたしております。啓発活動と実践活動をさらに強化し、まづもって職員それから市民、事業者の意識改革を今目指しておるところでございます。

ごみの量につきましてはさっき申し上げました数量でございますが、平成18年度と比較いたしますと家庭系、事業系それぞれわずかでございますが少なくなっておるところでございます。今後もごみの分別化を推進いたしまして、さらなるごみの減量化に努めたいと考えております。

○ 楡井委員

このごみがふえていってるといことは社会発展の一つの現象だというようなことも言われた時期があります。しかし最近のような形でエコとかいうようなことで、随分ごみの減量化についての問題が指摘されてきている状況です。ぜひ今後とも頑張ってください、ごみがだんだん少なくなっていくように、そうするとリサイクルセンターが大変だというようなことにもなるんじゃないかと思えますから、そこ辺はそういう矛盾を来さないようにごみをどんどん減らしていくという方向で検討もしていただきたいんですけども。分別等もタウンミーティングあたりで市長が出した8種類に分けると、7種類ですか、というようなお話があったと思うんですけども、これの実行状況と申しますか予定はどんなふうになっておられますか。

○ 環境整備課長

今鋭意努力いたしております。

○ 楡井委員

鋭意努力していただいて、実施はいつからされる予定ですか。

○ 環境整備課長

私どもの思いといたしましては、来年度4月1日から実施したいというふうに考えております。

○ 楡井委員

ぜひそういう方向で頑張ってくださいますようによろしく申し上げます。

○ 委員長

続きまして、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

今減量の取り組みについては御案内ございました。そして7分別について来年度からやりたいというお話がございました。もうこの時代になりまして、特に自然環境が非常に厳しくなっている現在においては、この部分に関する取組みを非常に強化しなければならないと思っていますところでもあります。それぞれの事業所において本当に数字を意識した上で今どのぐらいごみが出ている、それについてこれこれこうやって減らしていくという具体的な取組みをお願いしたいと思っております。

減量につきましては先ほど楡井委員がありましたので省かせていただきまして、資料の42ページのほうに「ごみ処理の状況及び処理施設の概況」という形で、施設について御案内をいただいております。この施設を見てみましても耐用年数と建設時期を見ますと、それぞれもう十分にもう待たなしの状況が来ているんだと思います。平成19年度におきましてこのごみ処理施設等を延命化するためにどういった取組み等を何かとられた部分がありましたらお聞かせください。また、あわせまして、今後についての見込み等ございましたらお聞かせいただけますか。

○ 環境整備課長

今、質問者が言われますとおり、42ページにごみ処理の状況及び処理施設の概況というものもつけさせていただいておりますが、明らかにこう見てみますと、飯塚市・桂川町衛生施設組合が設置いたしました桂苑がその中でも一番老朽化が早いのかなと考えられるところがございます。当然そういうのは私どものみならず、それぞれ組合を抱えておるところ、またそれを構成する関係の自治体も承知しておるところでございますので、平成19年度来からこれについて、まずもって今後の展望といたしますかあり方といたしますか、そういったものを十分に協議しなければならないという意識の統一を図っておりますが、先ほどからも申し上げておりますけども、その前に合併協議後のさまざまな調整事項もございましたので、そういったところから確実に分別資源化を図っていく、その中でごみを減らすことによってごみ焼却施設の延命化にもつながると考えておるところでございます。

今後は、さきの飯塚市公共施設のあり方に関する第1次実施計画素案にも示しておりますが、当然、クリーンセンターを初め一部事務組合の2施設を含む焼却炉等の老朽化に伴う大規模改修工事が必要であるとともに、処理方法等が異なっておりますので、先ほど言いました関係自治体と協議を行いながら、平成24年度をめどに今後の方向性を決定していくことといたしております。

○ 江口委員

この処理費用を見ましても、吉北のクリーンセンターですと処理経費は1t当たり1万9,732円、桂苑で1万7,455円、福岡県央環境施設組合になりますと3万887円と大きな差があるわけです。桂苑につきましてはもう施設の更新時期がかなり近づいている。また、他方RDFのほうに関しましては処理経費の高騰がございます。そういったものを考え合わせた中で、ぜひ、飯塚市にとっても経費が減となるような取組みをぜひやっていただきたいとお願いをしておきます。

あともう1点、ごみ減量等を考えるときに考えなくてはならないのがもう一度使う、ごみとして出たものをごみではなくてもう一度使うという部分かと思えます。リサイクルなりリユースと言われる部分であるんですが、その点について現状どのようになっているのか概況をお聞かせいただけますでしょうか。

○ 環境施設課長

現在、飯塚市のリサイクルプラザにおきましては粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶・空き瓶、資源プラ、有害ごみと古紙・古布が搬入されております。

まず、リサイクルの関係でございますが、古紙・古布につきましては、引き渡し業者を通じ

まして、再生メーカーで製紙原料及びウエス原料としてリサイクルされております。

有害ごみでございます乾電池、蛍光灯につきましては、再生メーカーで乾電池につきましては鉄類、マンガン、亜鉛を回収し、蛍光灯につきましては再生蛍光灯及びアルミ、鉄を回収し金属の原料としてリサイクルされているところでございます。

資源プラでございますがペットボトル、トレー——白色トレーでございます、これにつきましてはそれぞれ手選別によりまして不適物を取り除いた後、指定業者によりまして再生メーカーに送られペレット状にされ、ペットボトルにつきましては繊維、衣料や洗剤ボトル、卵パックとして、また白色トレーにつきましては発泡断熱材の原料としてリサイクルされているところでございます。

空き缶・空き瓶につきましては、それぞれインゴットにされまして、シールペレットやアルミ再生地金としてリサイクルされております。また空き瓶につきましては、それぞれ手選別によりまして白、茶、その他に分けまして、再生メーカーでカレットとして瓶などにリサイクルしているところでございます。

最後に、粗大ごみでございますが家具類、自転車等でございます。不燃ごみにつきましては、前処理で処理不適物を取り除いた後、破碎処理した後、鉄くず類や不破碎鉄としてストックヤードに保管し、引き渡し業者によりましてリサイクルを行っているという状況でございます。

○ 江口委員

今お話を聞きますと、ほとんどが原材料としてのリサイクルでございます。粗大ごみですね、家具等に関しては破碎というお話がございました。福岡市では粗大ごみとして集めた家具類をきちんと整備をした上で市民の方々へ有償でお分けしたりする部分がございます。物の大切さというものを考えると、そういったものを含めてぜひ検討をお願いをしたい。またこの遠賀川流域ですね、「I LOVE遠賀川」やってる関係もございますが、環境に対する思い入れ強い地域でございます。その中でもデポジットという法制化を求める動き等々もございます。あわせて、やはり法というふうな形でやれることも含めて検討をお願いしたいと要望いたしまして終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を終結いたします。